

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2012年9月度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年9月（東北地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破碎業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入（実績報告）や引渡報告が行われていた。
＜規約第7条1.（3）および（5）＞
- H24年9月（九州・沖縄地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破碎業者に引き渡そうとしていた。正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第7条1.（5）および（8）＞